

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	()
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	三朝町 31364
地域名 (地域内農業集落名)	高勢地区 (実光集落、柿谷集落、太郎田集落、小河内集落、笏賀集落、福田集落、下谷集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	53 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	53 ha
② 田の面積	53 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・現在は、担い手や各耕作者により農地が維持されているが、次代を担う者がいないため、将来は農地の維持が難しくなっていく。

・ほ場整備から時間が経ち、水路等が老朽化している。また、高齢者が多く、法面や水路、農道等の管理が負担になりつつある。

・鳥獣被害が多く、耕作意欲をそぐ要因となっている。防護柵を設置して被害防止を図っているが、柵の補修・補強作業の負担が大きい。

【当地区で営農する認定農業者】 3人

【主な作物】水稲、地大豆

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

(全体)
・担い手に農地を任せる一方、畦畔管理、水路・農道の維持管理等は地域で行い、担い手と地域全体の協力により農地を維持していく。
・地域では畦畔管理、水路・農道の維持管理、鳥獣被害対策について、農家以外にも協力を仰ぐ。
・水稻、大豆、飼料作物を中心に作付けし、維持管理が困難な農地については、将来的に永年性作物や林地化を検討する。
(実光、太郎田・柿谷、小河内)
・畦畔や水路の管理、鳥獣被害対策について、農家以外にも協力を仰ぎ、集落全体の活動として、取り組む体制づくりをする。(中山間直払、多面的機能支払を活用)
・農業を通して、都市住民との交流を行う。将来的には、新規就農者や、農業に興味のある人の移住・定住を目指し、関係人口の増加を狙う。
(笥賀)
・近い将来に、農地の継続的な維持が懸念された農地は、17筆・2haあり、集落での話し合いにより守るべき農地を明確にしている。
・景観維持の観点からも、守るべき農地を維持していく体制(共同組織、共同作業)を検討する。
(福田)
・農地の貸付け等の意向が確認された農地は、4筆、129aあり、集落での話し合いにより守るべき農地を明確にし、その農地については維持することとする。
・鳥獣被害対策については 各団地ごとに関係者で保守管理等をする。
・バックホー、ショベルローダー等の借上げや、ブームモーター等の利用を促進し、水路、農道等の管理を軽減する。
(下谷)
・水路、農道等の草刈り管理等の共同作業を継続していく。
・地主、耕作者と話し合いをしながら、農地の集約化を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
集落内の担い手(認定農業者、集落営農組織、担い手協会員)への農地の集積・集約化を基本としつつ、集落外の経営体(第三セクターや近隣集落の認定農業者)の参画を求める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	43	%	将来の目標とする集積率 49 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
(実光、太郎田、柿谷、小河内)			
・中心経営体である集落内の認定農業者や集落営農組織が担うが、集落外からの経営体(第三セクターや、近隣集落の認定農業者)の参画も継続して求める。			
(笥賀)			
・集落内圃場は、整備田であっても、急傾斜で畦畔は高く、変形田であり、さらに鳥獣害があり、個人に集約しても営農継続していくには困難な面がある。			
・何らかの共同組織の立ち上げや、機械の共同利用を検討する。また、集落外の経営体も新たに受け入れる。			
(福田)			
・集落外からの経営体(第三セクターや近隣集落の認定農業者)を受け入れる。			
(下谷)			
・担い手の営農が効率よく進むよう集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
(実光、太郎田、柿谷、小河内) ・中心経営体である集落内の認定農業者や集落営農組織が担うが、集落外からの経営体(第三セクターや、近隣集落の認定農業者)の参画も継続して求める。 (笥賀) ・何らかの共同組織の立ち上げや、機械の共同利用を検討する。また、集落外の経営体も新たに受け入れる。 (福田) ・集落外からの経営体(第三セクターや近隣集落の認定農業者)を受け入れる。 (下谷) ・担い手の営農が効率よく進むよう集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に担い手への農地集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
(実光、太郎田、柿谷、小河内) ・農業を通して、都市住民との交流を行う。将来的には、新規就農者や、農業に興味のある人の移住・定住を目指し、関係人口の増加を狙う。(再掲)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

(全体)
 ①鳥獣被害防止対策については、防護柵の設置を共同で行い、効果的な柵の設置を行うとともに、設置後は点検、補修、管理を徹底する。また、ハンターとも連携し捕獲体制の構築に取組む。
 (実光、太郎田・柿谷、小河内)
 ①畦畔や水路の管理、鳥獣被害対策について、農家以外にも協力を仰ぎ、集落全体の活動として、取り組む体制づくりをする。(中山間直払、多面的機能支払を活用)(再掲)
 (福田)
 ①鳥獣被害対策については 各団地ごとに関係者で保守管理等をする。(再掲)

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10(4)年後 (目標年度:令和 10 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		水稻・大豆	5 ha	ha	水稻・大豆	5 ha	ha	A	
認農		水稻・大豆・飼料作物	1.5 ha	ha	水稻・大豆・飼料作物	1.5 ha	ha	B	
利用者		水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	C	
到達		水稻	4.1 ha	ha	水稻	4.1 ha	ha	D	
利用者		水稻・大豆	5.8 ha	ha	水稻・大豆	5.8 ha	ha	E	
利用者		水稻・大豆	3.4 ha	ha	水稻・大豆	3.4 ha	ha	F	
認農		水稻・大豆	1.9 ha	ha	水稻・大豆	1.9 ha	ha	G	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		22.6 ha	0 ha		22.6 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。